

修 繕 契 約 書 (案)

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が次の修繕を依頼し、乙がこれを修繕することについて、次のとおり契約を締結する。

業 務 名 農業大学校第二中継ポンプ槽攪拌機及び農業科学公園合併処理槽調整槽ブローアの交換修繕
修繕内容等 別紙仕様書のとおり

第 1 条 引渡期限、契約金額及び契約保証金額は、次のとおりとする。

- (1) 引 渡 期 限 令和 9 年 1 月 2 9 日まで
- (2) 契 約 金 額 金 円
(消費税及び地方消費税 円を含む。)
- (3) 契 約 保 証 金 額 金 円

第 2 条 乙は、攪拌機及びブローア（以下「機器等」という。）の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第 3 条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ引渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗又は破損したものは、全て乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時及び場所において検査に立会うものとする。この場合において、乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができない。

第 4 条 乙は、前条の検査の結果、不合格と決定した部分を遅滞なく補修しなければならない。前条の規定は、この条の規定による補修について準用する。

第 5 条 乙は、機器等の引渡し後、当該機器等の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容と適合しないことを発見した時は、乙に対してその補修を請求することができる。この場合において、その補修については乙の責任で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が同項に規定する責任を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第 6 条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により引渡期限までに引渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。

3 甲は、第 1 項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し、第 8 条の規定による損害金を免除することができる。

第 7 条 甲は、第 3 条（第 4 条後段において準用する場合を含む。）の規定による検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受領した日から 3 0 日以内に契約金額を支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。

1 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に契約金額の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

第 8 条 乙がその責めに帰すべき理由により、引渡期限までに引渡しをしない場合には、甲は乙に対し、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

第 9 条 この契約履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

(2) 乙が、次のアからオまでのいずれかに該当することが明らかになったとき。

ア 役員等(乙が法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

第 11 条 甲が、前条第 1 項の規定により契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金の額は、契約金額の 100 分の 10 とし、乙は、甲が別に指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第 1 条第 3 号に規定する契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

第 13 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 14 条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項であっても、修繕上当然必要とされる事項については、甲の指示に従い乙の負担で執行するものとする。

第 15 条 乙は、この契約に伴う業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約に定める義務の履行を完了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県
県立農業大学校長 押川 裕文

乙